

編成業務等に関する達

昭和37年3月8日
陸上自衛隊達第50-1号

改正	昭和38年8月14日達第122-46号	昭和40年2月23日達第122-54号
	昭和43年2月23日達第112-59号	昭和43年7月6日達第122-61号
	昭和45年6月17日達第122-72号	昭和45年7月7日達第122-73号
	昭和53年1月13日達第122-108号	昭和53年1月13日達第122-109号
	昭和54年9月20日達第122-112号	昭和55年3月15日達第50-1-1号
	昭和56年3月18日達第50-1-2号	昭和56年8月18日達第122-118号
	昭和57年4月30日達第122-119号	昭和58年3月8日達第122-121号
	昭和60年12月21日達第50-1-3号	昭和63年3月24日達第50-1-4号
	平成6年3月22日達第50-1-5号	平成10年3月20日達第50-1-6号
	平成11年3月26日達第50-1-7号	平成12年3月27日達第50-1-8号
	平成15年3月26日達第50-1-9号	平成18年3月27日達第50-1-10号
	平成19年1月9日達第122-215号	平成21年2月3日達第122-230号

編成業務等に関する達（昭和35年陸上自衛隊達第20-38号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

編成業務等に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 編成業務（第3条-第19条）
- 第3章 廃止業務（第20条・第21条）
- 第4章 出動整備業務（第22条-第28条）

附則

別紙

- 第1 団・連隊・群及び大隊（単位部隊である大隊を除く。）に準ずる部隊一覧表
- 第2 編成要員配当区分表
- 第3 装備品配当区分表
- 第4 過不足装備品一覧表
- 第5 予定表
- 第6 削除

- 第7 削除
- 第8 削除
- 第9 削除
- 第10 人員充足過不足表
- 第11 主要装備品充足過不足表
- 第12 削除

第1章 総則

(用語の意義)

第1条 この達において用いる用語の意義は、編成業務等に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか次によるものとする。

(1) 削除

(2) 「新隊員」とは、新隊員前期訓練及び新隊員後期訓練未修了の隊員をいう。

(連隊等に準ずる部隊)

第2条 訓令第2条第4号の規定による団・連隊・群及び大隊（単位部隊である大隊を除く。）に準ずる部隊とは、別紙第1に掲げる部隊とする。

第2章 編成業務

(編制の特例)

第3条 編成管理官は、訓令第4条の命令において防衛大臣から特に編制の大要を示された場合には、その組織の細部を定めるものとし、その定めた細部の編制表を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。（防定第5号）

(編成地の変更)

第4条 編成管理官は、編成地を変更する必要があると認めたときは、その事由を具し陸上幕僚長に上申するものとする。

(編成要員の配当の計画)

第5条 編成管理官は、様式別紙第2編成要員配当区分表により編成要員の配当を計画する。

2 編成管理官は、前項の編成要員の配当の計画をなるべく速やかに編成担任官及び関係部隊等の長に指示するものとする。

3 編成管理官は、陸上幕僚長が編成要員として他の部隊等から差出しを指定した人員がある場合は、第1項の編成要員の配当の計画をなるべく速やかに関係方面総監又は関係防衛大臣直轄部隊等の長に通報するものとする。

(部隊員配当の制限)

第6条 新隊員は、特に示す場合のほか、編成要員として配当しないものとする。

(装備品の配当の計画)

第7条 編成管理官は、様式別紙第3装備品配当区分表により装備品の配当を計画する。

2 編成管理官は、前項の装備品の配当の計画をなるべく速やかに編成担任官及び関係部隊等の長に指示するものとする。

3 編成管理官は、第1項の装備品の配当の計画の作成に当たり、隷下及び隷下外指揮下部隊等の装備品について様式別紙第4過不足装備品一覧表を速やかに支援担当

補給処長に通報するものとする。

(装備品充足の特例)

第8条 編成管理官は、編成部隊等の編成完結直後編成地から部隊移動を行う場合には、移動先において装備品を充足するよう計画することができる。

(部隊等の長の処置)

第9条 第5条及び第7条により編成要員及び装備品の差出しを指示された部隊等の長は、編成要員及び装備品を差し出すものとする。

2 第7条第2項により装備品の配当の計画の通報を受けた支援担当補給処長は、当該計画に基づき補給を行うものとする。

(編成担任業務の委任等)

第10条 編成担任官たる部隊等の長は、部隊等を編成担任官の位置する駐屯地以外の地において編成することを編成管理官から命ぜられた場合は、編成地にある指揮下部隊等の長に当該部隊等の編成業務の全部又は一部を行わせることができる。この場合において当該部隊等の長は本章に定める編成担任官の業務等に準じて、その命ぜられた編成業務を実施するものとする。

(編成要員の受入の計画)

第11条 編成担任官は、第5条による編成管理官の編成要員の配当の計画に基づき、他の部隊等から差し出される編成要員の受入を計画するものとする。

(装備品の受入れの計画)

第12条 編成担任官は、第7条による編成管理官の装備品の配当の計画に基づき、他の部隊等又は補給処から受領する装備品の受入れを計画するものとする。

(予定表)

第13条 編成担任官は、編成業務を円滑に行うため様式別紙第5 予定表を定め、これにより編成業務を律するものとする。

(編成委員)

第14条 編成担任官は、必要に応じ、編成地にある部隊等の幹部自衛官又は行政職俸給表(一)の職務の級2級(相当級を含む。)以上の事務官等を編成委員に指定し、編成業務を実施させることができる。

(編成会報)

第15条 編成担任官は、編成業務実施間適宜必要な者を集めて編成会報を行い、編成業務の進ちょく状況を承知し、相互に調整し、かつ、じ後の業務に関する指示を与えるものとする。

(編成業務の支援)

第16条 駐屯地業務隊長(駐屯地業務を行う部隊等の長を含む。)及び会計隊長は、編成担任官が実施する編成業務を支援するものとする。

(編成完結に当たり行う点検)

第17条 編成担任官は、編成完結を宣するに先立ち、編成部隊等の人員及び装備品の充足の適否並びに部隊等の任務遂行の能否について点検するものとする。

2 編成担任官は、前項による点検の結果修正を要するものがあると認めるときは、速やかに所要の修正を実施するものとする。

(編成完結報告)

第18条 編成管理官は、その管理する編成部隊等の編成が完結した場合には、その都度速やかに編成完結速報を電報により陸上幕僚長に報告するものとする。(防定第6号)

2 編成管理官は、編成部隊等の編成完結後30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した編成完結報告を陸上幕僚長に提出するものとする。(防定第6号)

(1) 人員及び装備品の充足の概況、特に部隊等の能力に関係があると認める事項

(2) 編成業務実施に関する所見

3 編成管理官たる方面総監は、他の方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長の隷下に入る編成部隊等の編成が完結したときは、その関係部隊等の長にその旨を速やかに通報するものとする。

(人員及び装備品の状況通報)

第19条 防衛大臣直轄部隊等の長は、訓令第52条の規定による人員及び装備品の状況通報を行う場合には、編成業務の開始に先立ち方面総監の定める日時に必要な事項について行なうものとする。

第3章 廃止業務

(準用規定)

第20条 第13条から第16条まで並びに第18条及び第19条の規定は、廃止業務について準用するものとする。この場合において「編成管理官」とあるのは「廃止管理官」と、「編成担任官」とあるのは「廃止担任官」と、「編成業務」とあるのは「廃止業務」と、「編成委員」とあるのは「廃止委員」と、「編成会報」とあるのは「廃止会報」と、「編成完結報告」とあるのは「廃止完結報告」と、「編成部隊等」とあるのは「廃止部隊等」と、「編成完結」とあるのは「廃止完結」と読み替えるものとする。

(残務整理)

第21条 廃止管理官は、廃止部隊等の廃止完結後の残務整理上特に必要な者（退職又は招集を解除する者を除く。）を、その廃止部隊等の廃止完結後若干期間廃止補助官の所属する部隊等において廃止補助官の命を受け廃止業務の残務を整理させるよう必要な措置を講ずることができる。

第4章 出動整備業務

(準用規定)

第22条 第3条、第5条及び第7条から第19条までの規定は、出動整備業務について準用するものとする。この場合において「編成管理官」とあるのは「整備管理官」と、「編成担任官」とあるのは「整備担任官」と、「編成要員」とあるのは「出動整備要員」と、「編成部隊等」とあるのは「出動整備部隊等」と、「編成業務」とあるのは「出動整備業務」と、「編成委員」とあるのは「出動整備委員」と、「編成会報」とあるのは「整備会報」と、「編成完結」とあるのは「整備完結」と、「編成完結報告」とあるのは「整備完結報告」と読み替えるものとする。

第23条 削除

(定員外者)

第24条 訓令第35条第2号の規定による出動整備要員として適さない人員は、次のとおりとする。

- (1) 防衛大学校卒業及び公募による幹部候補生、公募による技術陸曹、自衛隊生徒及び看護学生で学校等において教育中の者
- (2) 他の出動整備部隊等の要員の配当予定者
- (3) 身心の故障等により勤務に堪えない者
- (4) 犯罪等の事故のため在隊しない者
- (5) 新隊員後期訓練未終了の新隊員
- (6) その他特に示す者

第25条 削除

(遅参人員及び遅延装備品の処理)

第26条 訓令第36条の規定による遅参人員及び遅延装備品の処置は、特に示す場合のほか整備管理官の定める部隊等の定員外又は定数外として保有するものとする。

第27条 削除

(整備完結報告)

第27条の2 整備管理官は、整備完結報告に当たっては、第22条に定めるほか、次の2表を併せて提出するものとする。

人員充足過不足表 (別紙第10)

主要装備品充足過不足表 (別紙第11)

(検閲報告)

第28条 整備管理官たる方面総監は、訓令第49条の規定により検閲を実施したときは、その概況を検閲後10日以内に陸上幕僚長に報告するものとする。(運定第24号)

附 則

この達は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年8月14日陸上自衛隊達第122-46号)

この達は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則 (昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122-54号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年2月23日陸上自衛隊達第122-59号)

この達は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則 (昭和43年7月6日陸上自衛隊達第122-61号)

この達は、昭和43年8月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則 (昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122-72号)

1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和45年7月7日陸上自衛隊達第122-73号)

この達は、昭和45年8月5日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年9月20日陸上自衛隊達第122-112号）

この達は、昭和54年9月20日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日陸上自衛隊達第50-1-1号）

この達は、昭和55年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年3月18日陸上自衛隊達第50-1-2号）

この達は、昭和56年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年8月18日陸上自衛隊達第122-118号）

この達は、昭和56年9月21日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122-121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第50-1-3号）

この達は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日陸上自衛隊達第50-1-4号）

この達は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（平成6年3月22日陸上自衛隊達第50-1-5号）

この達は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第50-1-6号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月29日陸上自衛隊達第50-1-7号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月28日陸上自衛隊達第50-1-8号）

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成15年3月26日陸上自衛隊達第50-1-9号）

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第50-1-10号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第14条の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

別紙第1（第2条関係）

団・群・連隊及び大隊（単位部隊である大隊を除く。）に準ずる部隊一覧表

特科隊（旅団） 対戦車隊（師団） 偵察隊（師団及び旅団） 飛行隊（師団及び旅団） 後方支援隊（旅団） 対馬警備隊 方面航空隊 中央管制気象隊 電子隊 方面特科隊 方面後方支援隊 方面武器隊 方面輸送隊（方面後方支援隊隷下を除く。） 方面衛生隊 警務隊本部 方面警務隊 陸上自衛隊情報保全隊 中央資料隊 中央地理隊	方面会計隊 中央音楽隊 陸曹教育隊（教育団隷下除く。） 冬季戦技教育隊 装備開発実験隊 中央会計隊 会計監査隊本部 会計監査隊方面分遣隊 中央輸送業務隊 中央業務支援隊 駐屯地業務隊
--	---

編成要員配当区分表													年 月 日					
													編成管理官名					
現所属部隊等 (差出部隊等)		7 i			8 i			15 i			3 A							
配当部隊等		級	MOS	人員														
配 当 部 隊 等	25 i	准尉																
		曹長																
		1 曹																
		小計																
		2 曹																
		小計																
		3 曹																
		士長																
		1. 2士																
		小計																
計																		
当 該 部 隊 等		准尉																
		曹長																
		小計																
		1 曹																
		小計																
1. 2士																		
小計																		
計																		
合 計																		

規格：A列4番

- 備考：1 本表に記載する人員は、配当部隊等に配当する人員及び差出部隊等に残る人員とする。
- 2 差出部隊等に残る人員は、「当該部隊等」の項に、各差出部隊等ごとに編成時当該部隊に残る人員を記載する。
- 3 現所属部隊等の欄又は配当部隊等の項は、適宜増減することができる。
- 4 数字は、アラビア数字をもって記入する。
- 5 本表により決定した人員について、付表の様式により異動人員区分表を作成する。

准尉・陸曹・陸士異動人員区分表											年 月 日	編成管理官名
差出部隊等	受領部隊等	特技番号	階級								異動完了 年月日時間	摘要
			准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1・2士	計		
第〇普通科連隊	第〇普通科連隊											
		(小計)										
第〇普通科連隊												

備考:本表は、別紙第2編成要員配当区分表に基づき、異動人員について記載する。

装備品配当区分

物品管理区分(〇〇)

一 連 番 号	品 名	規 格	単 価	差 出 (A)		配 当 受 部 隊 等 (B)						補 給 処 後 送 (C)	時 期 (D)	備 考 (E)	
				部 隊 等 名	数 量	○ ○ 師 ()	○ ○ 特 科 大 ()	△ △ 駐 業 ()							

備考

規格:A列4番

- 1 物品管理区分ごとに別葉とする。
- 2 (A)欄には、編成管理官の隷下及び隷下外指揮下部隊等の過剰装備品を保有する部隊等及びその数量(充足基準等の変更により充足基準数を超える装備品の現有数(現有数は陸幕調達補給計画及び方面總監等の補給計画により示された受入予定、払出予定を増減したもの。))並びに補給処から直接配当受部隊等に補給される数量を記載する。
- 3 (B)欄には、(A)欄記載の差出部隊等、数量の配当先部隊等(配当受部隊等、配当受数量)を記載する。()内は駐屯地名を記載する。
- 4 (C)欄には、配当受部隊等の総数に対し現有過剰品を配当しても過剰品がある場合、補給処に後送すべき数量を記載する。
- 5 (D)欄には、充足時期を配当受部隊等到着時を基準として記載する。また編成完結後の充足等を行う場合は、その到着時期を記載する。
- 6 (E)欄には、過剰品の補給処後送時期等の特別の指示、輸送の方法、輸送担任部隊等の必要事項を記載する。
- 7 この様式は標準様式とし、品目、差出し、配当受部隊等の多寡により変更することができる。
- 8 編成管理官は、第7条第2項に定めるところにより、この計画を関係部隊等の長に指示することに代え調達補給計画をもつて指示することができる。

過不足装備品一覧表

物品管理区分(〇〇)

一連番号	品名	規格	単位	定数	充足基準数	現有数 (供用数)	過剰(不足)数	備考

規格:A列4番

備考

- 1 物品管理区分ごとに別葉とする。
- 2 現有数(供用数)＝部隊等現保有数＋受入予定－払出予定とし、受入予定、払出予定は陸幕調達補給計画、方面隊等補給計画、補給処への請求に対する払出予定通報に基づき計上する。
- 3 支援担当補給処長と協議の上、過不足装備品一覧表に代え、装備品配当計画をもって通報することができる。
- 4 過剰装備品一覧表、不足装備品一覧表を別個に作成することができる。

日 時		編 成 第 日 (月 日)																								年 月 日			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	部 隊 等 名			
主要行事	全般								編成要員異動完了(幹部)									編成会報(会議室)											
	人員																												
	装備品								装備品受領(〇〇補給処〇〇支処)																				
連 隊 長 (編成担任官)															編成要員異動完了申告(本部前)			編成会報主催											
第 1 係 主 任 (人事係)									異動完了者の受付(会議室)									編成会報											
第 4 係 主 任					装備品受領のための指示(会議室)																								
武 器 係														第〇次装備品交付(武器庫)															
被 服 係									被服の交付																				

編成業務区分基準	
連隊長 (委員長)	業務関係者(委員)を統括し、編成業務を統括する
第1係 及び 第3係 (庶務係) (人員係)	1 作業人員の割り出し 2 法令類の受領配分 3 編成完結式 4 編成会報 5 転出入業務 6 人員配分 7 招集者の業務
第4係 (武器係) (被服係)等	1 物品の受領、検査及び配分 2 交換
医官 (衛生係)	1 身体検査 2 衛生事項

備 考

- 1 各人ごとにそれぞれ実施する業務・場所・時間等をもれなく記載する。
- 2 業務区分は右欄を参照して、編成業務を担当する係により、細部の業務を区分することができる。
- 3 表中の文字は記載の一例を示す。
- 4 時間の区分は業務の関係から便宜に区分しさしつかえない。

別紙第6 削除

別紙第7 削除

別紙第8 削除

人員充足過不足表

年 月 日
 整備担任官名
 又は整備管理官名

部隊等名			定員	充足人員					要員過不足		摘要	
職種	階級	区分 特技区分		管理区分内			管理区分外		計	過		不足
				自隊からの差出者	他部隊等からの転入者	新隊員	防衛大臣又は陸幕長の補職者	他管区からの転入者				
普	3佐	11020	3	1	1				2		1	
普	1尉	11020	10	3	5			3	11	1		⊕ 1名
普	3曹	11105	50	25	10 (11117(5))			20	55	5		⊕ 5名
合計												

- 備考: 1 この表は、各出動整備部隊等ごとに別様とする。
 2 数字は、アラビア数字で記入する。
 3 定員は、編制表に示す合計を記入する。
 4 代用MOSにより充足した場合は、()を付し、代用MOS番号を記入する。
 5 整備担任官から整備管理官に対する報告は、本表によるものとし、整備管理官から陸上幕僚長に対する報告は本表の職種及び特技区分を省略する。
 6 事務官等の場合は、本表に準じて作成する。
 7 摘要欄の⊕は上級職を、⊖は下級職を示す。

主要装備品充足過不足表

部隊等名

整備完結日
整備管理官
又は整備担任官

物品管理区分(〇〇)

一連番号	品名	定数	充足基準数	充足計画区分		現在数	充足基準数に対する過不足	備考
				第1次	第2次			

規格:A列4番

備考

- 過不足欄は、(+)(-)をもつて表示する。
- 充足基準数に対し過不足のある品目について、物品管理区分ごとに別葉とし、2部作成する。ただし、整備管理官が作成する本表は、主要装備品(出勤整備部隊編制の大要の第1編制組織図に示す主要装備品又はこれに準ずるもの)のみとする。
- 充足予定が整備完結までと完結後とに区分されて示された場合は、整備完結までの充足を第1次、完結後の充足を第2次として充足計画区分欄を区分し記入する。
- 備考欄には、補給処からの通知又は関係部隊等からの通知に基づく受入予定時期及び払出予定時期等を記載する。

別紙第 1 2 削除
